

令和3年11月30日

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット 御中

一般社団法人 生命保険協会

回答書のご送付について

平素より大変お世話になっております。

下記の書類を別添のとおりご送付申し上げますので、ご査収の程、よろしく
お願いいたします。

記

・ 回答書

・・・ 1部

以 上

(担当:企画部 石川・松浦)

TEL :03-3286-2683

MAIL :kikaku@seiho.or.jp

令和3年11月30日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久 殿

一般社団法人生命保険協会
会長 高田 幸 徳



回 答 書

令和3年10月28日付の貴団体からの再申入書に関し、下記のとおり回答いたします。

記

今般の貴団体からの再申入れにつきましては、貴団体からの平成31年4月23日付申入書に対する当会の令和元年5月31日付回答書、および令和元年11月25日付再申入書に対する当会の令和元年12月25日付回答書にてお示ししております通り、生命保険会社は、円入金特約が付加されていない外貨建て保険においてクーリング・オフがなされた場合に円貨で返還する法的義務を負っているものではないと考えております。

今回新たにご提示いただきました各社説明資料等の分析結果につきましては、お客さま本位の業務運営の推進にあたって参考とさせていただくため、会員会社に連携いたしました。

なお、当会では外貨建て保険に係る苦情に対してこれまで様々な改善策を講じてまいりましたが、募集人の苦情縮減に資するコンプライアンス・リテラシーの向上等を内容としたカリキュラムを含む外貨建て保険の販売資格試験を令和2年10月に創設し、順次、募集人の受験を進めているところでございます。このような取組みなどを通じ、クーリング・オフに関する事項を含む外貨建て保険特有のリスクについて、丁寧かつ十分な説明を

行ってまいりたいと考えております。

今後も貴団体をはじめとする消費者の皆様からのご意見やご要望を踏まえ、より一層のお客さま本位の業務運営を推進していく所存です。

以 上